

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和元年11月19日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和元年11月19日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和元年11月19日

鹿児島県知事 三反園訓

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファミリープラザめいわ

鹿児島市明和一丁目25番1号

### 2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量

鹿児島市中町10番15号 外5社

(2) 変更後 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量

鹿児島市中町10番15号 外5社

株式会社S L G 代表取締役 大河内盛男

東京都調布市布田1-44-3 高橋ビル303号室

### 3 変更年月日

令和元年11月1日

### 4 届出年月日

令和元年11月8日